

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第2997号)

令和5年6月15日

横情審答申第2997号

令和5年6月15日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年11月26日青高第1722号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「在宅援助記録票第1号様式（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」及び「在宅援助記録票第2号様式（継続記録票）（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「在宅援助記録票第1号様式（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」及び「在宅援助記録票第2号様式（継続記録票）（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年7月17日付で行った「在宅援助記録票第1号様式（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」（以下「個人情報1」という。）及び「在宅援助記録票第2号様式（継続記録票）（平成29年6月から令和2年5月14日まで作成分）」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 旧条例第22条第3号の該当性

本件対象保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の家族や関係機関職員等の氏名、心情、状況、言動及び対応に関する記載については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人が識別されるため非開示とした。

## (2) 旧条例第22条第7号の該当性

ア 本件保有個人情報のうち、本人開示請求者及びその家族に係る区の所見・評価については、担当ケースワーカーが審査請求人や家族との面接や家族との電話連絡及び関係機関との連絡調整の結果を踏まえて支援方針や対応を検討するために記録した部分で、これを開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人がこれを受容することは期待しがたく、結果として実施機関と審査請求

人との信頼関係が損なわれ、今後の障害福祉サービスの円滑な導入や支援が困難になるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

イ 本件保有個人情報のうち、本人開示請求者及びその家族に係る関係機関の所見・評価及び支援方針については、担当ケースワーカーが審査請求人の在宅生活の支援のために、関係機関から審査請求人及びその家族についての情報を聞き取り、重要性を勘案し、要約した部分である。関係機関は情報を提供するに当たり、審査請求人に開示されることを想定していないと考えられるため、このような情報を開示すると、今後の関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な支援の実施に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 本件保有個人情報のうち、関係機関との連絡調整及び区と関係機関の間の支援内容の共有や実施方法の打ち合わせの内容は、担当ケースワーカーが関係機関と審査請求人の在宅生活の支援内容を共有し、今後の審査請求人の在宅生活の支援内容を検討した経過及び関係機関との連絡調整の内容を記録した部分である。関係機関は、支援内容の共有、打ち合わせ及び連絡調整の内容が第三者に開示されないことを前提としているため、これらの情報を審査請求人に開示すると、関係機関と青葉区福祉保健センターとの信頼関係が損なわれ、今後の業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

### (3) その他

なお、実施機関は、審査請求人に係る障害福祉サービスの利用に関する相談があった日から本件本人開示請求の日までに作成した在宅援助記録票の全てを対象保有個人情報として特定しており、本件保有個人情報以外に審査請求人の障害福祉サービスの利用に関する相談・支援について記録したものは作成しておらず、保有していない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 黒ぬり（非開示）になっている部分を取り除いてほしい。求めた大事な情報を全て開示してほしい。
- (2) 求めた情報が全部出されなかった上、黒ぬり非開示の部分が多すぎる。開示された部分に間違いがある。
- (3) 個人情報1は障がい者本人や家族とのやりとりの記録だとしているのにもかかわ

らず勝手にありもしない事を記録している。

- (4) 重度の知的障害である審査請求人が学校を3年不登校になった記録、福祉に相談した記録、審査請求人の入院までの経過からその後の記録を知る権利がある。
- (5) 弁明書に記載されている審査請求人の個人情報本人開示「非開示理由」について全く納得できない。「平成29年6月から第1号様式を作成し、その後の支援経過を第2号様式に記載しました」と書いてあるが、その頃、こちら側から障がい福祉サービスを利用したいと電話や区役所の窓口にお願いしても、サービス利用につないでくれることはなかった。尚更そこに書かれてある内容が知りたい。
- (6) 弁明書で「開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合・・・」とあるが、審査請求人はA2の療育手帳を取得している知的障がい者であり、「認識」と言う風に行っているあたりから、審査請求人と何回もケースワーカーは接触しているのに、本人の状況を理解していないか、審査請求人は判断力があると見せかけたいとしているように受け取れる。
- (7) 関係機関担当者の評価などを知る権利がある。
- (8) ケースワーカー、その上司、そして関係機関とはもう十分に不利益な在宅生活の支援にならないほどまでに関係は崩れてしまった。支援する側が自分たちのミスを隠すために、事実ではない事を書いている所もある。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 障害児及び障害者の支援業務について

横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するため、各区に福祉保健センターを設置している。

横浜市青葉福祉保健センターでは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき障害児及び障害者の福祉に関して必要な情報の提供を行い、及び相

談に応じ、並びに必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行っており、18歳未満の障害児の福祉及び支援に関する業務は青葉区福祉保健センターこども家庭支援課が、18歳以上の障害者の福祉及び支援に関する業務は青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課が担当している。

(3) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人の在宅援助記録票である。在宅援助記録票とは、実施機関が、日常生活を営むに当たり支援を要する者の在宅生活を支援するために必要な記録と情報を整理し、組織的な対応を図るために作成する行政文書である。在宅援助記録票は、(1)個人援助の記録、(2)福祉・保健サービス等の利用可否やその内容の判断並びに(3)障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の支給決定の際の勘案事項の整理に使用される。

イ 個人情報1は、「第1号様式-1」、「第1号様式-3-I 知的障害」、「第1号様式-3-j① 基礎調査票・先天性障害」、「第1号様式-3-a 医療・社会的活動」及び「第1号様式-3-j② 基礎調査票・共通」から構成され、援助対象者の氏名、住所、対象者概要、世帯状況、相談歴等が記載されている。平成29年6月に審査請求人からの障害福祉サービスの利用に関する新規の相談があった際に作成し、その後、障害者総合支援法の障害福祉サービスの利用の決定を行う際などの変更があった場合に更新をしている。

ウ 個人情報2は、「第2号様式② 継続記録票」及び「ケース会の記録」で構成され、実施機関と審査請求人の家族及び関係機関とのやり取りの内容が記載されている。

エ 当審査会では、本件保有個人情報の非開示部分について、実施機関と家族とのやり取り、所見及び評価に関する事項（以下「非開示部分1」という。）並びに関係機関に関する事項（以下「非開示部分2」という。）に分類した。

(4) 旧条例第22条第7号該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が見分したところ、非開示部分1には、実施機関が家族との面談や訪

問等で聞き取った家族の心情や言動並びに審査請求人の在宅支援に関する実施機関職員の所見及び評価が記載されていた。これらを審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、実施機関の支援の受け入れを拒否し、審査請求人に対する今後の障害福祉サービスの円滑な導入や支援が困難になるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

ウ 当審査会が見分したところ、非開示部分2には、関係機関の所見や評価、支援方針、実施機関と関係機関でのカンファレンスや電話での共有内容、実施機関とやり取りしている関係機関の職員名及び実施機関の職員名並びに職種が記載されていた。

実施機関に確認したところ、支援方針については、各機関の所見や評価に基づき検討を行うものであり、誰が参加しどのような発言をしたのかといったような検討の経緯まで審査請求人や家族に伝えているものではないということであった。

そのことからすれば、関係機関は審査請求人や家族に対して回答内容が伝わることは想定せずに所見や評価を述べていると思われ、これらの情報が開示されることで、今後の同様なケースにおいて関係機関がカンファレンス等で所見を述べることを控えるようになり、適切な支援方針が示されなくなってしまうことが想定される。また、そうした所見や評価、支援方針が審査請求人の認識と異なっていた場合に当該機関の支援の受け入れを拒否し、審査請求人の適正な支援の実施に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(5) 旧条例第22条第3号該当性について

実施機関は、旧条例第22条第3号該当性について主張するが、非開示部分1及び非開示部分2については、上記(4)のとおり、旧条例第22条第7号に該当するため、本号該当性は、判断しない。

(6) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 11 月 26 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 12 月 17 日 (第264回第三部会) 令和 2 年 12 月 21 日 (第344回第一部会) 令和 2 年 12 月 23 日 (第390回第二部会)	・諮問の報告
令和 3 年 1 月 7 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 3 年 1 月 20 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 4 年 12 月 15 日 (第288回第三部会)	・審議
令和 5 年 1 月 19 日 (第289回第三部会)	・審議
令和 5 年 2 月 16 日 (第290回第三部会)	・審議
令和 5 年 3 月 23 日 (第291回第三部会)	・審議
令和 5 年 4 月 20 日 (第292回第三部会)	・審議